



# 山武市商工会から説明会のお知らせ

令和5年10月よりインボイス制度が始まります。

## インボイス制度 電子帳簿等保存制度 説明会

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスを発行するためには、登録申請が必要になります。(期限：令和5年3月31日) インボイスを受け取れなかった売り先は仕入税額控除が出来ず、納付税額が大きくなってしまいます。

今回は、東金税務署のご担当者をお呼びして、インボイス制度と電子帳簿等保存制度の2つの制度について学びます。

- 開催日時：11月24日(木)  
13:30～16:00
- 会場：  
山武市商工会 2階 大会議室
- 講師：東金税務署 担当者
- 参加費：無料

- ～講座内容～
- 消費税について(30分)
  - インボイス制度(60分)
  - 電子帳簿等保存制度(30分)
  - 質疑応答(30分)

◎お申込み：山武市商工会

TEL. 0479-86-5147 FAX. 0479-86-4981

下記にご記入の上切らずにこのままFAXにてお送り下さい。

**講習会参加申込書 FAX.0479-86-4981**

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			